

流山市農業委員会
令和6年第2回
総会議事録

令和6年2月9日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会令和6年第2回総会議事録

- 1 期 日 令和6年2月9日(金)
- 2 場 所 流山市役所301会議室
- 3 議長名 水代 啓司、岡田 長政(議案第11号1番のみ)
- 4 署名委員 7番 中嶋 清
8番 小菅 康男
- 5 出席農業委員(委員11名)
 - 1番 鈴田 徹
 - 2番 金子 文雄
 - 3番 池田 操代
 - 4番 金子 孝博
 - 5番 鈴木 亨
 - 6番 小菅 康男
 - 7番 中嶋 清
 - 8番 石井 保
 - 9番 岡田 長政
 - 10番 山崎 日出男
 - 11番 水代 啓司
 - 12番
- 6 欠席農業委員(委員1名)
 - 2番 矢口 優子
- 7 出席農地利用最適化推進委員(委員4名)
 - 1地区 藍川 治助
 - 2地区 森田 元彦
 - 1地区 染谷 文夫
 - 2地区 海老原 節雄
- 8 欠席農地利用最適化推進委員(委員0名)
- 9 書記名 事務局主事 窪田 優成
- 10 事務局 事務局長 恩田 一成
事務局次長 染谷 晃
事務局会計年度任用職員 斉藤 恒夫
- 11 会議目次
 - 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について…………… 1
 - 議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)…………… 3
 - 議案第8号 農用地利用集積計画の決定について…………… 5
 - 議案第9号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について…………… 6
 - 議案第10号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について…………… 8
 - 議案第11号 農地所有適格法人報告書の提出について…………… 9
 - 報告第3号 転用許可に伴う工事完了の報告について…………… 12
 - 報告第4号 専決処理の報告について…………… 13

▲開会 午後3時3分

○水代会長 それでは、ただ今から令和6年第2回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は12名中11名で、定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より4名出席していることを御報告いたします。

なお、2番 矢口委員から欠席の旨届出がありましたので御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○水代会長 異議なしと認めます。

7番 中嶋委員、8番 小菅委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、窪田主事を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。

染谷次長。

◎染谷次長 お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」を御覧ください。

本日御審議いただく案件につきましては、議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」から議案第11号「農地所有適格法人報告書の提出について」の6議案について、御審議いただきたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第3号「転用許可に伴う工事完了の報告について」から報告第4号「専決処理の報告について」を報告させていただきます。

説明は、以上です。

よろしく御願い申し上げます。

○水代会長 ただいまの説明について、何か御質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 なしと認めます。

○水代会長 これより議事に入ります。

議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の1ページを御覧ください。

議案第6号

農地法第3条の規定による許可申請について

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和6年2月9日提出

今月の申請は2件です。

始めに、1番の権利者は、流山市東初石3丁目の方で職業は兼業です。

申請地は、西深井の田2筆 合計面積968平方メートルです。

申請事由は、経営規模拡大のため売買にて所有権を取得するものです。

議案案内図は、1ページにございますので併せて御参照ください。

次に、議案2番の権利者は、流山市平方の方で職業は農業です。

申請地は、平方の畑1筆 面積50平方メートルです。

申請事由は、隣接所有地への進入路確保のため、売買にて所有権を取得するものです。

議案案内図は、2ページにございますので併せて御参照ください。

御説明は以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

金子委員長。

○金子孝博委員長 議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は2件です。

本案については、現地調査及び権利者からのヒアリングを行い審議いたしました。

始めに、1番について御報告いたします。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線運河駅の西約1.9キロメートルに位置している田2筆で合計面積968平方メートルです。

また、申請理由につきましては、経営規模拡大のため、売買により所有権を取得するものです。

売買価格については、全体で290万円とのことでした。

申請地の田は、投影している写真のとおり草刈済みの状態でした。

次に、権利者の営農状況ですが、権利者の耕作面積は約1ヘクタールです。

農業従事者は3名で、農業従事日数は150日です。

今後、申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいということです。

次に2番ですが、申請地につきまして前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線江戸川台駅の北西約1.2キロメートルに位置している畑1筆で、面積50平方メートルです。

なお、申請地に隣接する東側の畑は権利者の自作地となっております。

申請理由につきましては、隣接所有地への進入路確保をするため、売買により所有権を取得するものです。

売買価格については、110万円とのことでした。

申請地は、投影している写真のとおりとなっております。

次に、権利者の営農状況ですが、権利者の耕作面積は約0.4ヘクタールです。
農業従事者は、3名で農業従事日数は250日です。

今後、申請地を含め一体で、引き続き耕作を続けていきたいということです。

以上のことを基に審議いたしましたところ、本案については労働力の確保および農地の効率的利用の確保が図れること。

また、農業従事日数を満たしていることなどが確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆第5番(鈴木委員) 1番の案件の農地についてお聞きします。

田への進入口はどこになりますか。

○金子孝博委員長 (対象地南西部をスクリーン図面で示す。)こちら側です。

○水代会長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第6号については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 次に、議案第7号「農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の2ページをお開きください。

議案第7号

農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和6年2月9日提出

今月の申請は1件です。

権利者は、流山市上新宿にお住いの方です。

申請地は、上新宿の畑2筆の一部、転用面積は294.10平方メートルです。

転用目的は、農業用倉庫を建設するものです。

この申請地の案内図と計画図は、議案案内図の3ページと4ページにございますので併せて御参照ください。

今月の農地法第4条許可申請につきましては、以上です。

御説明は以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

金子委員長。

○金子孝博委員長 議案第7号「農地法第4条の規定による許可申請について」御報告いたします。

本案についても、現地調査と申請者およびその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線初石駅の北西約1.1キロメートルに位置し、周囲は市街化区域に近接した小規模な畑と住宅が混在している地域です。

そのため、『宅地化の状況が、第3種農地と同程度まで進んでいる区域に近接する農地で、おおむね10ヘクタール未満の農地』として第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、農業用倉庫を建設しようとするものです。

権利者は、流山市上新宿にお住まいの方で年齢は97歳です。

申請理由については、農業用機械を多数所有しており、もみ乾燥機、保冷库、トラック、トラクターなどを保管するため申請されたものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について御説明いたします。

自宅からの進入口をコンクリート舗装し、鉄骨造・平屋建て、建築面積は約99平方メートルの倉庫を建設する計画です。

雨水は浸透枡を設置し、敷地内に浸透とする計画です。

次に、申請地の現況につきましては、写真のとおり申請地周辺の東側は道路、南側は住宅が建っており、その他は畑となっています。

次に、資金計画ですが、建設費が約2,000万円で、全額自己資金で賄うとのこと、金融機関発行の残高証明書が添付されています。

次に、他法令につきましては、都市計画法が該当し、現在手続き中です。

以上、権利者および申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第4条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、他法令との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。
質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。
御質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。
本案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
挙手、全員であります。
よって議案第7号については、許可することに決定いたしました。
ありがとうございました。

○水代会長 次に、議案第8号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。
染谷次長。

◎染谷次長 議案書の3ページを御覧ください。

議案第8号

農用地利用集積計画の決定について

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。

令和6年2月9日提出

今月の申請は、新規が1件、更新が1件です。

議案の1番と2番の権利者が同一のため、一括して御説明いたします

権利者は、流山市西深井にお住まいの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、1番は、平方の田2筆、合計面積2,062平方メートルです。

2番は、平方の田1筆 面積1,031平方メートルです。

利用権の設定期間は、1番は新規、2番は更新により期間はどちらも3年間で権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、5ページと6ページにございますので併せて御参照ください。

御説明は以上です。

よろしく願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

小菅副委員長。

○小菅副委員長 本案は、金子委員長に関する案件のため、わたくし小菅が報告いたします。

議案第8号「農用地利用集積計画の決定について」報告いたします。

今月の案件は、新規が1件、更新が1件です。

1番と2番の権利者が同一のため一括して御説明いたします。

1番は新たに3年間、2番は引き続き3年間の利用権を設定しようとするものです。
権利者の職業は、農業で年齢は68歳です。

農業従事者は、2名で農業従事日数は280日です。

次に、申請地につきましては、写真のとおり草刈済みの状態でした。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、労働力の確保および農地の効率的利用の確保が図れることや、従事日数などの各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。
報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

なお、本案については、金子孝博委員に係る案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い審議いたします。

金子委員の退席を求めます。

(午後3時22分 金子委員退席)

○水代会長 これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第8号については、承認することに決定いたしました。

ありがとうございます

金子委員の除斥を解きます。

(午後3時23分 金子委員入室)

○水代会長 次に、議案第9号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願
について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の5ページをお開きください。

議案第9号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

次のとおり、現況証明願があったので審議を求める。

令和6年2月9日提出

今月の申請は2件です。

1番の申請者は、流山市上新宿新田にお住まいだった被相続人および法定相続人3名です。

申請地は、小屋の登記地目 畑2筆 面積45.44平方メートルで変更後の地目につきましては宅地です。

議案案内図は、7ページと8ページにございますので併せて御参照ください。

2番の申請者は、流山市下花輪にお住まいの方です。

申請地は、下花輪の登記地目 畑2筆 面積889平方メートルで変更後の地目につきましては宅地です。

議案案内図は、9ページと10ページにございますので併せて御参照ください。

申請事由につきましては、どちらも登記簿上の地目と現況の地目を一致させるため願出があったものです。

御説明は以上です。

よろしく願い申し上げます。

○**水代会長** 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

金子委員長。

○**金子孝博委員長** 議案第9号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」御報告いたします。

今月の案件は、2件です。

本案についても、審議に先立ち現地調査を行っております。

1番の申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線江戸川台駅の南西約1.4キロメートルに位置している土地です。

本件は、土地所有者である被相続人が、令和5年12月に亡くなったことから法定相続人の連名により申請があったものです。

こちらは、被相続人が昭和61年に相続により取得した土地で、昭和47年頃から配置図のように、宅地として使用しているとのことでした。

今回の願出書の提出に当たっては、現在表示しております平成14年5月に撮影された航空写真が添付されておりました。

現地調査を行ったところ、現況は写真のとおり宅地となっていることを確認いたしました。

続いて、2番の申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線流山おおたかの森駅の西約2.1キロメートルに位置している土地であります。

申請者が昭和32年に相続により取得した土地で、平成4年頃から配置図のように宅地として使用しているとのことでした。

今回の願出書の提出に当たっては、現在表示しております平成14年5月に撮影された航空写真が添付されておりました。

現地調査を行ったところ、現況は写真のとおり宅地となっていることを確認いたしました。

申請目的につきましては、どちらも登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況と異なることから、地目を一致させるため願出があったものです。

以上のことをもとに審議したところ、本案土地については、今から20年以上は宅地として利用されていることが確認できるため、本案については全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

御質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第9号については、証明することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代会長 次に、議案第10号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の6ページをお開きください。

議案第10号

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規程に基づく証明願を次のとおりとする。

令和6年2月9日提出

今月の申請は1件です。

申請者は、流山市おおたかの森東三丁目にお住いの方です。

申請地は、おおたかの森東三丁目の畑1筆です。

次に、買取り申出事由の生じた方につきましては、申請者本人で、故障を原因に「農業の主たる従事者についての証明願」の提出があったものです。

議案案内図につきましては、11ページにごございますので、併せて御参照ください。

御説明は以上です。

よろしく願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

金子委員長。

○金子孝博委員長 議案第10号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」御報告いたします。

本案につきましても、現地調査と申請関係者からのヒアリングを行っております。

始めに、申請地につきまして前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線流山おおたかの森駅の南東約900メートルに位置している土地であります。

買取申出事由の生じた方につきましては申請者であり、従事日数については農業が可能な頃は年間100日程度農業に従事していたということです。

しかし、この方が令和6年1月に農業従事が不可能と診断され、農業経営の中心となる方が不在となったことにより、残りの従事者だけでは所有する農地すべてを耕作することは困難となったため、申請者より証明願の申請がなされたものです。

申請地については、写真のとおり休耕の状態でした。

以上のことを基に審議したところ、本案については、買取申出事由の生じた方が故障の前は、農業経営の中心として従事しており、その方が故障したことにより、農業経営が困難になったと客観的に認められることから、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

御質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第10号については、証明することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代会長 議案第11号「農地所有適格法人報告書の提出について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の7ページをお開きください。

議案第11号

農地所有適格法人報告書の提出について

農地法第6条第1項の規定による報告が次のとおりあったので、意見を求める。

令和6年2月9日提出

農地所有適格法人は、事業年度の終了後3か月以内に、毎年、農地所有適格法人報告書を農業委員会に提出しなければならないと規定されていることから、報告書の提出がありました。

今回、報告がありました法人は、流山市向小金および流山市駒木台にあります農地所有適格法人です。

法人の事業年度は、どちらも令和4年9月1日から令和5年8月31日までの1年間です。

皆様のお手元に配付させていただきました様式例第5号の3「農地所有適格法人要件確認書」という資料を御覧ください。

この資料につきましては、法人から提出いただきました報告書をもとに、農地所有適格法人要件確認書を作成しております。

流山市向小金にあります法人の「農地所有適格法人要件確認書」を御覧ください。

確認書の表に、令和5年11月22日と書かれている欄が、今回報告のあった箇所ですので、この欄を縦に御覧ください。

経営面積は、24,719平方メートルです。

法人形態は、非公開の株式会社となっております。

事業の種類は、農産物の生産・販売、不動産の賃貸等です。

売上高は、全体の売上高に対し、売上高の半分以上は農業に関する売り上げで占めておりましたので、売上高の要件についても適合しておりました。

構成員は、農地等の提供者が法人の構成員です。

また、業務執行役員につきまして、過半数の役員が農業に常時150日以上従事することとなり、当該法人の役員は2名、年間310日と159日従事しておりました。

以上のことから、農地所有適格法人としての必要な要件はそれぞれ備えておりますので適とさせていただきます。

続きまして、流山市駒木台にあります法人の「農地所有適格法人要件確認書」を御覧ください。

確認書の表に、令和5年11月27日と書かれている欄が、今回報告のあった箇所ですのでこの欄を縦に御覧ください。

経営面積は、5,184平方メートルです。

法人形態は、非公開の株式会社となっております。

事業の種類は、農産物の生産・販売、不動産の賃貸等です。

売上高は、全体の売上高に対し、売上高の半分以上は農業に関する売り上げで占めておりましたので、売上高の要件についても適合しておりました。

構成員については、農地等の提供者が法人の構成員です。

また、業務執行役員につきまして、過半数の役員が農業に常時150日以上従事することとなり、当該法人の役員は2名、年間317日と300日従事しておりました。

た。

以上のことから、農地所有適格法人としての必要な要件はそれぞれ備えておりますので適とさせていただきます。

最後になりましたが、当該法人の農地の位置図は、1番の法人が議案案内図の11ページと12ページ、2番の法人が13ページになります。

御説明は、以上です。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

金子委員長。

○金子孝博委員長 議案第11号「農地所有適格法人報告書の提出について」御報告いたします。

本案については、配付資料の「農地所有適格法人 要件確認書」に基づき審査を行いました。

その結果、農地所有適格法人の要件としては、法人形態要件、事業要件、構成員要件、議決権要件、業務執行権要件について、いずれの要件にも適合していることを確認したため、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

なお、本案の1番については、私に関係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により退席いたします。

それでは、議長を岡田会長職務代理に交代し、御審議をお願いいたします。

それでは、退席します。

岡田会長職務代理、よろしくお願い申し上げます。

(午後3時35分 水代会長 退席)

(議長を岡田職務代理に交代)

○岡田会長職務代理 水代会長に代わり、議案第11号の1番の案件について、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

これより、本案の1番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

御質問ございませんか。

(なしの声あり)

○岡田会長職務代理 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案の1番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第11号の1番について、承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

水代委員の除斥を解き、議長を交代させていただきます。
ありがとうございました。

(午後3時36分 水代会長入室)

○水代会長 岡田会長職務代理、どうもありがとうございました。

これより、再度、議長を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。
次に、本案の2番に対する質疑に入ります。
質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。
御質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。
本案の2番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
挙手、全員であります。
よって議案第11号の2番については、承認することに決定いたしました。
ありがとうございました。

○水代会長 次に、報告第3号「転用許可に伴う工事完了の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の8ページをお開きください。

報告第3号

転用許可に伴う工事完了の報告について
農地転用許可に伴う工事完了を確認したので、報告する。

令和6年2月9日報告

今月の工事完了報告は1件です。

こちらは、令和5年4月総会で審議がなされ、令和5年4月13日付けで許可となった案件であります。

案内図および土地利用計画図については、議案案内図の15ページと16ページに
ございますので併せて御参照ください。

本件につきましては、1月9日に第2小委員会の皆様に現地を確認していただきました。

また、現地確認した際の写真につきましては、スライドにしておりますので御参照
ください。

今月の転用許可に伴う工事完了報告は、以上です。

よろしく願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 最後に、報告第4号「専決処理の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の9ページをご覧ください。

報告第4号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月9日報告

はじめに1の農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告いたします。

今月の農地法第4条の届出の報告は、3件、3筆、面積1,517平方メートルです。

つぎに、2の農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。

今月の農地法第5条の届出の報告は13件 76筆 面積46,424.03平方メートルです。

どちらも添付書類を含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の10ページをお開きください。

今月報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条につきましては、住宅用地が2件と、その他の建物施設用地の1件です。

第5条につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が9件、マンションの区分所有が2件、水道道用地が1件、その他の建物施設用地の1件での計13件の届出がありました。

今月の専決処理の御報告は、以上です。

よろしく願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、令和6年第2回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

△閉会 午後3時44分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

令和6年2月9日

流山市農業委員会 会長

水代 啓司

流山市農業委員会 委員

中嶋 尚

流山市農業委員会 委員

小菅 康男